

【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない

メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

- 道路法改正【H25.6】
 - ・点検基準の法定化
 - ・国による修繕等代行制度創設
- インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】
 - 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
 - ⇒インフラ長寿命化計画（行動計画）の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

【点検】

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

【診断】

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健診』 (省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

【措置】

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

【記録】

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

H26
結果を
公表

(2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

【予算】

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

【体制】

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

【技術】

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

【国民の理解・協働】

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

平成27年8月5日
道 路 局

「道路メンテナンス年報」(暫定版)の公表について

【道路の老朽化対策の本格実施】

平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として、健全性を4段階に診断することになりました。

国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラや老朽化対策の現状をご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてまとめました。

結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint2.html

この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。

なお、今回の発表では、点検結果について、国土交通省及び高速道路会社の管理施設をまとめており、地方公共団体の管理施設については、改めて発表させていただく予定です。

※ 本年報に記載されている数値は暫定値であり、今後変わることがあります。

<問い合わせ先>

【全般】

道路局 国道・防災課 道路保全企画室 企画専門官 田中 倫英
代表 03-5253-8111(内線 37813)
直通 03-5253-8494 FAX 03-5253-1620

【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 宮西 洋幸
代表 03-5253-8111(内線 38382)
直通 03-5253-8491

【地方道に関すること】

環境安全課 課長補佐 村下 剛
代表 03-5253-8111(内線 38162)
直通 03-5253-8495

1. 道路メンテナンス年報について

- 平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として、健全性を4段階に診断することになりました。
- 国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を調査し、「道路メンテナンス年報」としてまとめました。
- 結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。
http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint2.html
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。
- なお、本年報に記載されている数値は、平成27年6月末時点の暫定値であり、今後変わることがあります。

点検について

全ての道路管理者は、「橋梁」、「トンネル」、及び「シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等(以下、道路附属物等)」の道路施設について、5年に1度、近接目視にて、点検を実施していきます。

<平成26年度点検実施数>

道路施設	管理施設数	点検実施数	点検実施率
橋梁	706,549	59,808	8%
トンネル	10,907	1,393	13%
道路附属物等	39,942	6,125	15%

H27.6 末時点

※ 上記の他に、国土交通省及び高速道路会社管理の溝橋(カルバート)がある。
(管理施設数、点検実施数は、国土交通省 9,467、101、高速道路会社 5,733、1,481)

点検結果について

橋梁、トンネル等の健全性の点検結果は、以下の4段階に区分します。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

道路メンテナンス年報の活用

道路メンテナンス年報は、橋梁等の老朽化の実態の把握、点検結果を踏まえた措置方針の立案などに活用することとしています。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→ 地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から我が国の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。

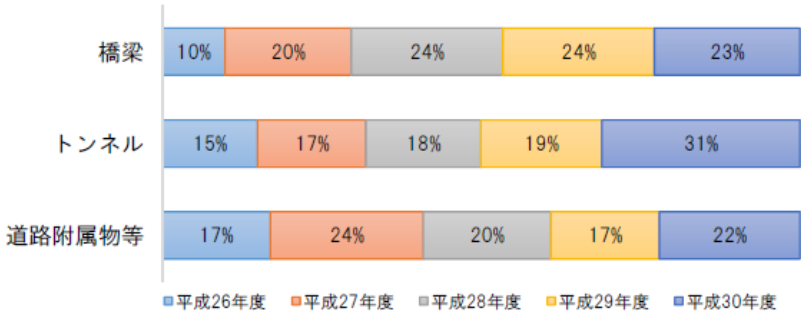
→ 各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくことになります。

道路メンテナンス年報(暫定版)

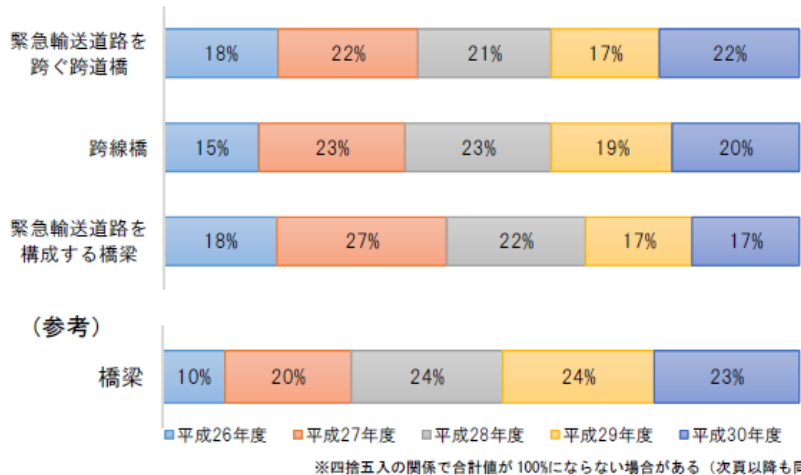
2. 点検計画

- 全道路管理者は平成 26 年 12 月時点で、橋梁、トンネル、道路附属物等について、平成 30 年度までに全ての施設の点検を実施する点検計画※を策定しました。
- また、第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしています。

○ 5年間の点検計画(全道路管理者合計)



○ 跨道橋、跨線橋等の5年間の点検計画(全道路管理者合計)



※ 国土交通省では、従前より橋梁等について、5年に1回の点検を実施してきているところです。また、高速道路会社では、笹子トンネル天井板落下事故以降、各種の構造物を点検したうえで更新・修繕計画を策定し、事業に着手しており、引き続き定期的な点検を実施していきます。

3. 点検実施状況(平成 26 年度)

(1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等

- 平成 26 年度において、橋梁は全国約 70 万橋のうち、約 6 万橋の点検を実施しました。各管理者別の点検実施数は、国土交通省 5,741 橋、高速道路会社 2,155 橋、都道府県・政令市等 20,739 橋、市区町村 31,173 橋となりました。
- なお、点検実施率は、全体で約 8%、管理者別では、国土交通省 約 20%、高速道路会社 約 12%、都道府県・政令市等 約 11%、市区町村 約 6%となっています。
- その他、トンネル及び道路附属物等は、それぞれ約 1,400 箇所、約 6,100 施設で点検を実施し、約 13%、約 15%の点検実施率となっています。

○ 橋梁

(単位:橋)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	28,139	5,741	20%
高速道路会社	17,344	2,155	12%
都道府県・政令市等	180,985	20,739	11%
市区町村	480,081	31,173	6%
合計	706,549	59,808	8%

H27. 6 末時点

○ トンネル

(単位:箇所)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	1,458	323	22%
高速道路会社	1,889	337	18%
都道府県・政令市等	5,293	471	9%
市区町村	2,267	262	12%
合計	10,907	1,393	13%

H27. 6 末時点

○ 道路附属物等

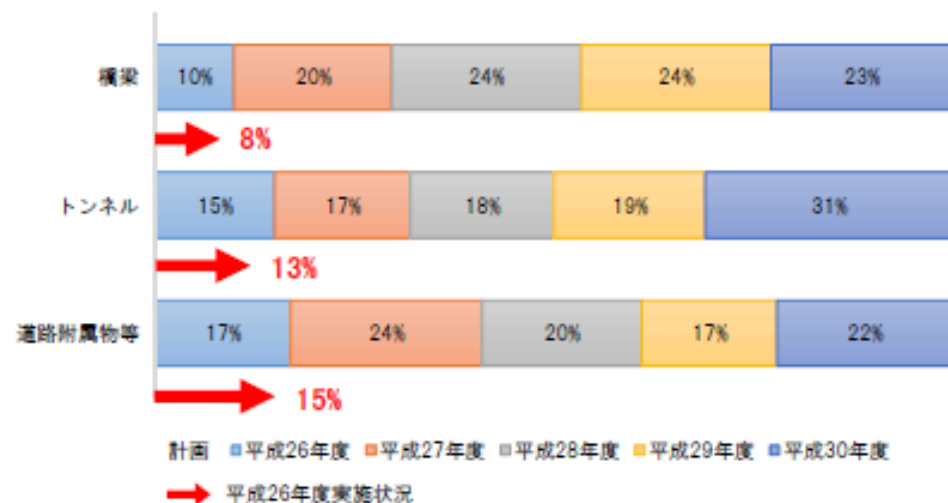
(単位:施設)

管理者	管理施設数	点検実施数	点検実施率
国土交通省	12,076	1,361	11%
高速道路会社	11,643	2,320	20%
都道府県・政令市等	13,512	1,929	14%
市区町村	2,711	515	19%
合計	39,942	6,125	15%

H27. 6 末時点

道路メンテナンス年報(暫定版)

○点検実施状況



(2) 都道府県別の点検実施状況

○ 平成26年度の点検実施状況は、地域によって異なる状況です。

○点検実施数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	1,923	43	358
青森県	1,166	6	89
岩手県	888	51	72
宮城県	1,691	21	43
秋田県	845	30	46
山形県	459	22	42
福島県	1,422	35	43
茨城県	166	3	59
栃木県	582	1	129
群馬県	1,415	12	57
埼玉県	3,162	4	504
千葉県	561	57	304
東京都	1,145	11	337
神奈川県	1,250	57	504
新潟県	898	47	123
富山県	1,338	12	66
石川県	494	7	2
福井県	1,127	54	67
山梨県	772	11	66
長野県	2,694	40	58
岐阜県	2,845	28	99
静岡県	3,060	22	237
愛知県	3,493	21	406
三重県	1,314	112	222
滋賀県	1,128	5	39
京都府	1,222	54	41
大阪府	960	7	369
兵庫県	2,010	58	362
奈良県	282	18	124

道路メンテナンス年報(暫定版)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
和歌山県	446	27	24
鳥取県	1,301	17	6
島根県	380	70	32
岡山県	1,603	57	66
広島県	3,196	78	266
山口県	1,518	27	52
徳島県	1,160	16	112
香川県	1,016	4	9
愛媛県	1,421	28	31
高知県	413	16	93
福岡県	1,853	28	115
佐賀県	469	15	68
長崎県	744	9	48
熊本県	1,171	22	138
大分県	1,337	68	92
宮崎県	778	49	36
鹿児島県	588	9	49
沖縄県	102	4	20
合計	59,808	1,393	6,125

(参考) 管理施設数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	30,372	480	2,894
青森県	6,975	51	353
岩手県	13,595	287	496
宮城県	12,449	119	543
秋田県	12,095	171	450
山形県	9,047	154	484
福島県	17,380	235	861
茨城県	14,686	68	637
栃木県	12,976	94	682
群馬県	15,261	138	633
埼玉県	19,661	83	1,561
千葉県	11,530	448	1,134
東京都	6,313	187	2,393
神奈川県	9,191	334	1,956
新潟県	22,481	412	1,428
富山県	11,984	118	750
石川県	8,909	148	479
福井県	9,865	270	433
山梨県	8,166	207	496
長野県	22,205	409	924
岐阜県	26,092	367	1,100
静岡県	30,021	427	1,453
愛知県	24,919	120	2,743
三重県	19,390	236	714
滋賀県	11,966	86	434
京都府	12,799	169	626
大阪府	10,810	115	2,824
兵庫県	29,727	380	2,112
奈良県	10,494	173	295
和歌山県	11,798	324	340
鳥取県	7,639	100	210

道路メンテナンス年報(暫定版)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
島根県	14,389	321	374
岡山県	32,087	256	663
広島県	22,720	418	887
山口県	14,823	273	605
徳島県	12,399	182	403
香川県	7,903	53	434
愛媛県	12,757	353	568
高知県	13,604	396	345
福岡県	29,356	153	1,110
佐賀県	12,462	52	253
長崎県	9,946	208	216
熊本県	19,920	292	327
大分県	10,890	574	313
宮崎県	9,468	243	398
鹿児島県	10,511	174	328
沖縄県	2,518	49	280
合計	706,549	10,907	39,942

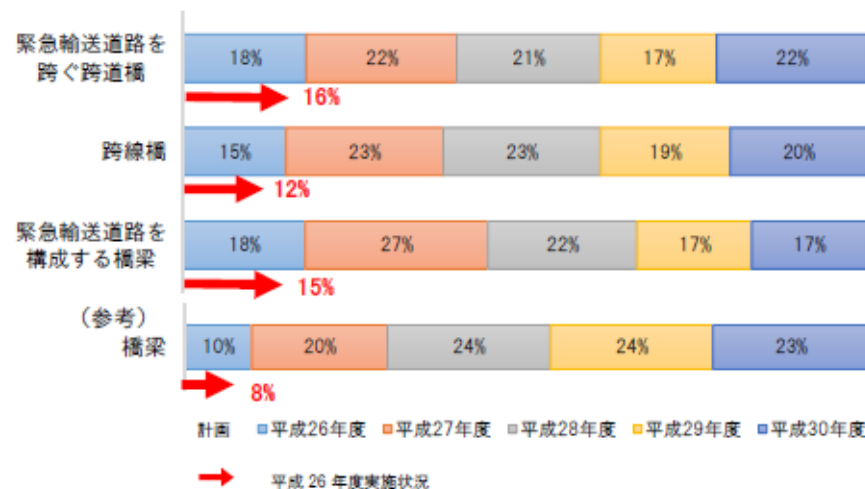
(3)最優先で点検すべき橋梁

- 第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしており、それぞれ、2,035 橋、1,063 橋、15,427 橋で、点検を実施しました。
- 点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁について、それぞれ、約 16%、約 12%、約 15%と、いずれも、橋梁全体の点検実施率（約 8%）を上回っています。

○ 最優先で点検すべき橋梁の点検実施状況《上段：点検実施率 下段：点検実施数》

管理者	緊急輸送道路を跨ぐ 跨道橋	跨線橋	緊急輸送道路を構成する 橋梁
国土交通省	24% (402)	21% (351)	21% (4,918)
高速道路会社	14% (658)	7% (75)	12% (2,077)
都道府県・政令市等	16% (403)	12% (411)	14% (7,972)
市区町村	15% (572)	8% (226)	12% (460)
合計	16% (2,035)	12% (1,063)	15% (15,427)

H27.6 末時点



道路メンテナンス年報(暫定版)

4. 点検結果(平成26年度)

(1) 国土交通省

① 橋梁

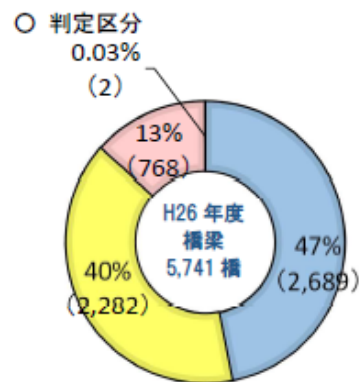
- 国土交通省では、管理する橋梁28,139橋のうち、5,741橋について点検を実施し、その結果は判定区分Ⅰ 2,689橋、Ⅱ 2,282橋、Ⅲ 768橋、Ⅳ 2橋となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 47%、Ⅱ 40%、Ⅲ 13%、Ⅳ 0.03%となります。
- 判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)については、建設後30年を過ぎると急増し、10%超となっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。

※ 判定区分Ⅰ：健全(構造物の機能に支障が生じていない状態)

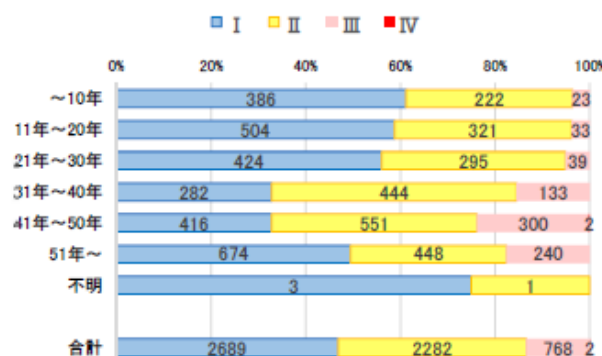
判定区分Ⅱ：予防保全段階(構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)

判定区分Ⅲ：早期措置段階(構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態)

判定区分Ⅳ：緊急措置段階(構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態)



○ 判定区分と建設経過年度



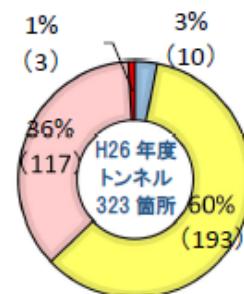
○ 判定区分Ⅳのリスト(橋梁)

施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
まかいだこせんきょう 堺田跨線橋	国道47号 (山形県)	1970	下フランジ及び支点上補剛材の一部が欠損。支承にも著しい腐食	仮受け材の設置
とくふつばし 徳仏橋	国道9号 (山口県)	1965	主桁端部のウェブ下部及び下フランジに孔食・破断が発生	仮受け材の設置

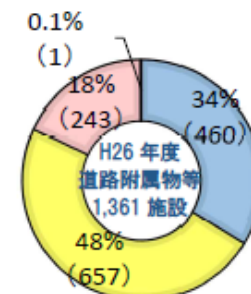
② その他の構造物

- 国土交通省では、管理するトンネル1,458箇所のうち、323箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 10箇所、Ⅱ 193箇所、Ⅲ 117箇所、Ⅳ 3箇所となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 3%、Ⅱ 60%、Ⅲ 36%、Ⅳ 1%となります。
- また、管理する道路附属物等12,076施設のうち、1,361施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 460施設、Ⅱ 657施設、Ⅲ 243施設、Ⅳ 1施設となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 34%、Ⅱ 48%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0.1%となります。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳについては、速やかに緊急措置を実施したところです。

○ トンネル



○ 道路附属物等



- 判定区分Ⅰ(健全)
- 判定区分Ⅱ(予防保全段階)
- 判定区分Ⅲ(早期措置段階)
- 判定区分Ⅳ(緊急措置段階)

○ 判定区分Ⅳリスト(トンネル)

施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
かんのん 観音トンネル	一般国道20号 (山梨県)	1958	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置
つる 都留トンネル	一般国道139号 (山梨県)	1987	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置
まんざわ 万沢トンネル	一般国道52号 (山梨県)	1971	早期に落下の恐れのある覆工コンクリートのうき・剥離	はく落防止工の設置

○ 判定区分Ⅳリスト(道路附属物等)

施設名	管理者名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置の内容
門型標識	一般国道50号 (栃木県)	1989	横梁及び横梁トラスに孔食	標識の撤去

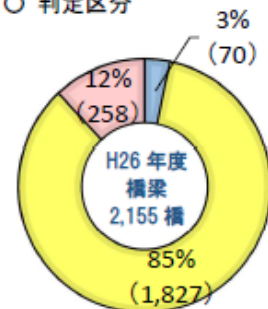
道路メンテナンス年報(暫定版)

(2) 高速道路会社

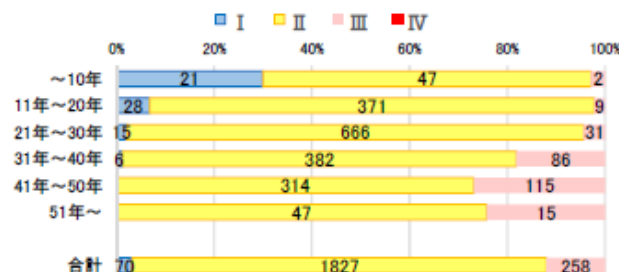
① 橋梁

- 高速道路会社では、管理する橋梁 17,344 橋のうち、2,155 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 70 橋、Ⅱ 1,827 橋、Ⅲ 258 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 3%、Ⅱ 85%、Ⅲ 12%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設後 30 年を過ぎると急増し、10%超となっています。

○ 判定区分



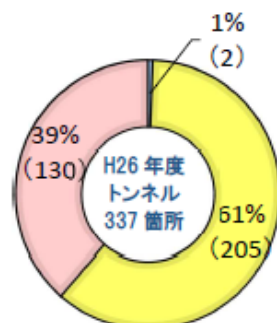
○ 判定区分と建設経過年数



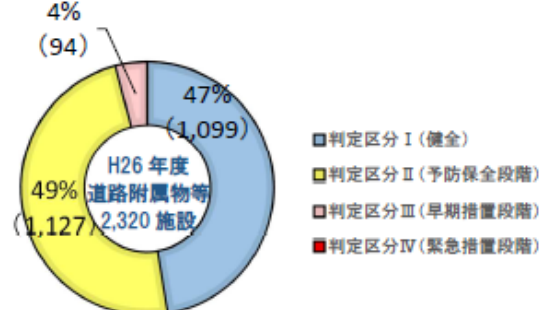
② その他の道路構造物

- 高速道路会社では、管理するトンネル 1,889 箇所のうち、337 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 2 箇所、Ⅱ 205 箇所、Ⅲ 130 箇所となりました。
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 61%、Ⅲ 39%となります。
- また、管理する道路附属物等 11,643 施設のうち、2,320 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 1,099 施設、Ⅱ 1,127 施設、Ⅲ 94 施設となりました。
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 47%、Ⅱ 49%、Ⅲ 4%となります。
- とともに、判定区分Ⅳはありませんでした。

○ トンネル



○ 道路附属物等



- 判定区分Ⅰ(健全)
- 判定区分Ⅱ(予防保全段階)
- 判定区分Ⅲ(早期措置段階)
- 判定区分Ⅳ(緊急措置段階)

5. 直轄診断

- 地方公共団体への支援策の一つとして、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断※」を平成 26 年度に試行的に実施しました。
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、平成 27 年度より修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業に着手されています。
- 「直轄診断」については、平成 27 年度より本格実施に取り組むこととしています。

○ 平成 26 年度直轄診断実施箇所と診断結果概要

橋梁名	市町村名	橋長(m)	診断結果概要
三島大橋	三島町 (福島県)	131	アーチにおける継ぎ手部の高力ボルトについて、ゆるみ・脱落しているものが多数発見
大前橋	嬬恋村 (群馬県)	73	床版、高欄部等におけるひびわれ部から水が内部に侵入し、鉄筋の腐食が進行 なお、大型車通行規制の解除を行うためには架替が必要
大渡ダム大橋	仁淀川町 (高知県)	444	メインケーブルの防食部の腐食が進行し、内部のケーブル素線が剥き出し状態



緊急性・難易度を踏まえて対応

平成 27 年度

- 三島大橋、大渡ダム大橋 修繕代行事業に着手
- 大前橋 大規模修繕・更新補助事業に着手

※直轄診断：「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの（複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等）に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立開発研究法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

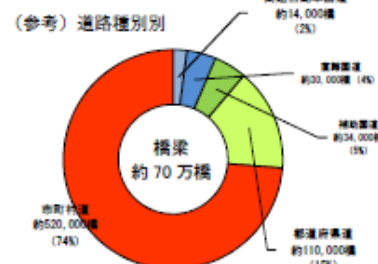
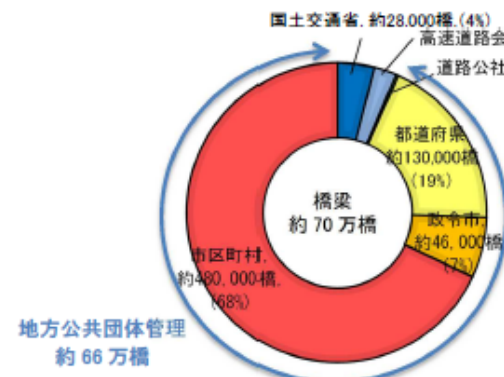
道路メンテナンス年報(暫定版)

参考1 橋梁の現状

1. 管理者別の橋梁数、橋面積等

○我が国には橋梁が、約70万橋あり、このうち、地方公共団体が管理する橋梁が約66万橋と全体の9割以上を占めています。これは米国と比較すると、非常に多くなっています。

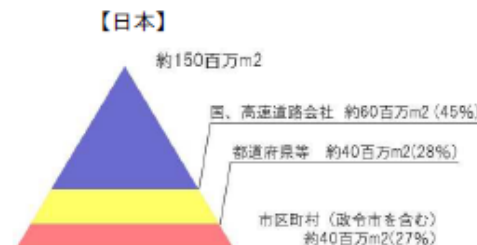
○道路管理者別



(参考) 橋梁数、橋面積に関する米国との比較
＜橋梁数＞



＜橋面積＞



出典) 日本 道路局調べ(H26.12時点)

米国 FHWA(Federal Highway Administration)ホームページ (2014.12時点)

※StateにはFederal(約1万橋)を含む

※切り捨てにより合計値が一致しない

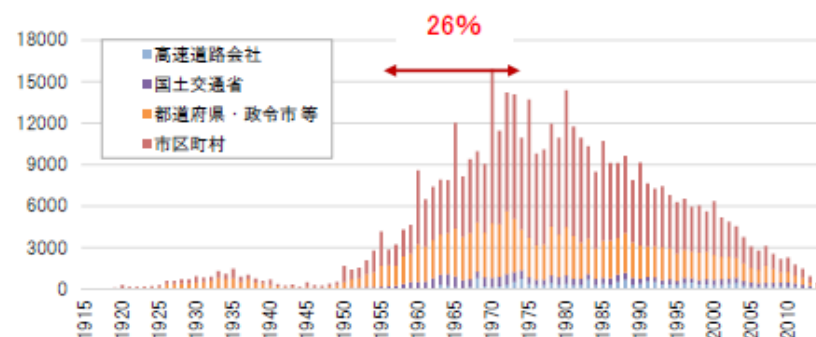
2. 建設年度別の橋梁数

○建設年度別の橋梁数の分布を見ると、昭和30年から50年にかけて建設されたものが約26%と多くなっています。

○建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約18%ですが、10年後には約42%に急増します。特に橋長15m未満の橋梁では、約半数が建設後50年を経過します。

○この他にも建設年度が不明の道路橋が全国で約23万橋あり、これらのお大半が市区町村管理の橋長15m未満の橋梁です。

○建設年度別橋梁数



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

(出典) 道路局調べ(H26.12時点)

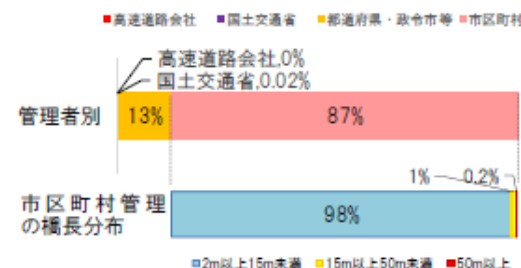
○建設後50年を経過した橋梁の割合



※この他に建設年度不明橋梁約23万橋

(出典) 道路局調べ(H26.12時点)

○建設年度不明橋梁(約23万橋)の内訳



(出典) 道路局調べ(H26.12時点)

道路メンテナンス年報(暫定版)

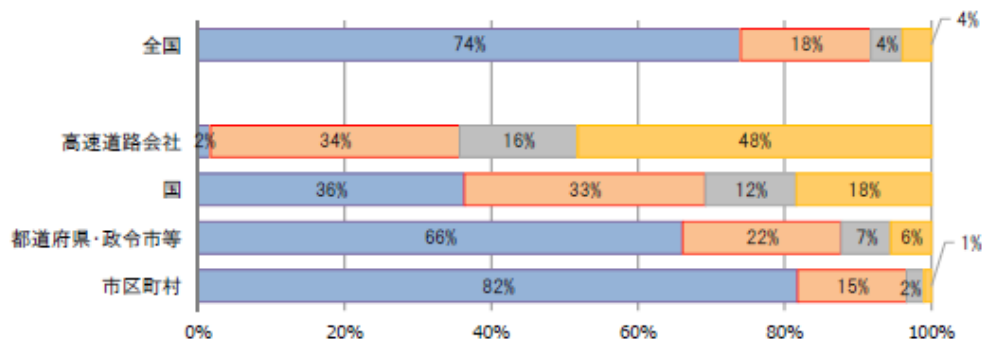
3. 管理者別の橋長分布

○橋長 50m 以上の橋梁の割合は全体では約 8%ですが、高速道路会社で約 64%、国土交通省で約 30%である一方、市区町村では約 3%と管理者によって大きく異なっています。

○市区町村が管理する橋梁の 80%以上が橋長 15m 未満です。一方、最優先で点検すべきとされている跨線橋では、市区町村が管理する橋梁の 80%以上が、橋長 15m 以上で、市区町村にとっては大規模なものとなっています。

○管理者別の橋長分布

■ 2m以上15m未満 ■ 15m以上50m未満 ■ 50m以上100m未満 ■ 100m以上

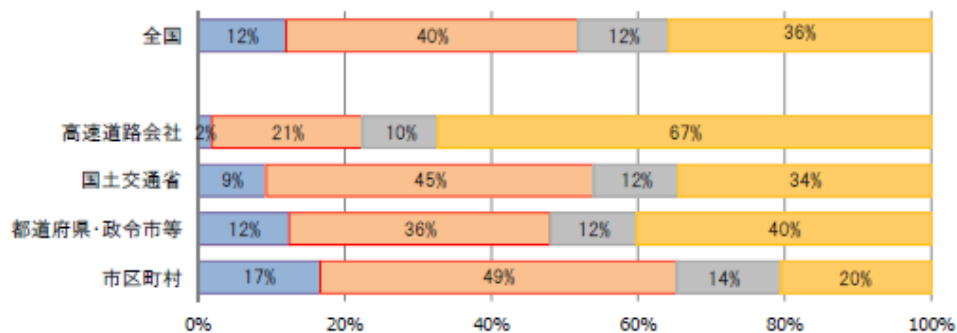


(出典)道路局調べ(H26.12 時点)

※ 橋長に関して情報がなかった橋梁約 1,000 橋を除く

○管理者別の橋長分布(跨線橋)

■ 2m以上15m未満 ■ 15m以上50m未満 ■ 50m以上100m未満 ■ 100m以上



(出典)道路局調べ(H26.12 時点)

参考2. 地方公共団体の意識調査結果

【調査対象】

全地方公共団体(1,788 団体):都道府県(47)、政令市(20)及び市区町村(1,721)

【調査時点】

平成 26 年 11 月(調査期間:平成 26 年 11 月4日~12 月4日)

【回答数】

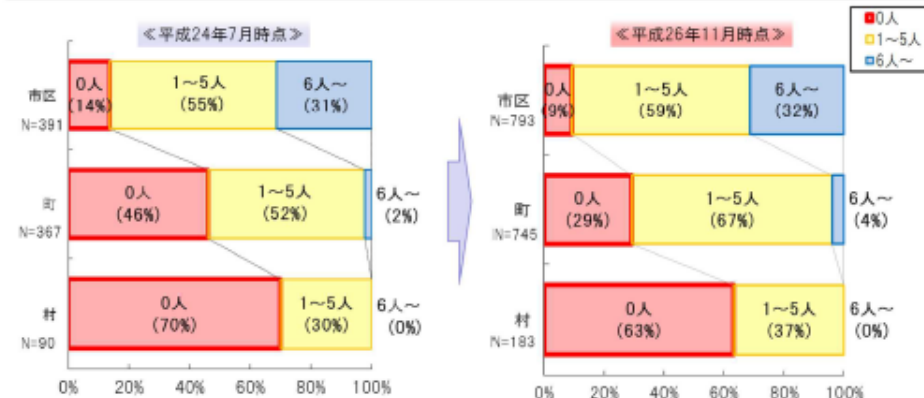
1,788 団体(47 都道府県、20 政令市、1,721 市区町村)[回答率 100%]

※なお、設問ごとに一部未記入や回答対象外のものなどがあるため、有効回答数は異なります。

(1) 橋梁管理に携わる土木技術者数

○平成 24 年度に比べ、橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない町は約 5 割から約 3 割へ、村は約 7 割から約 6 割へ減少

問: 橋梁管理に携わる土木技術者の人数をお答えください。



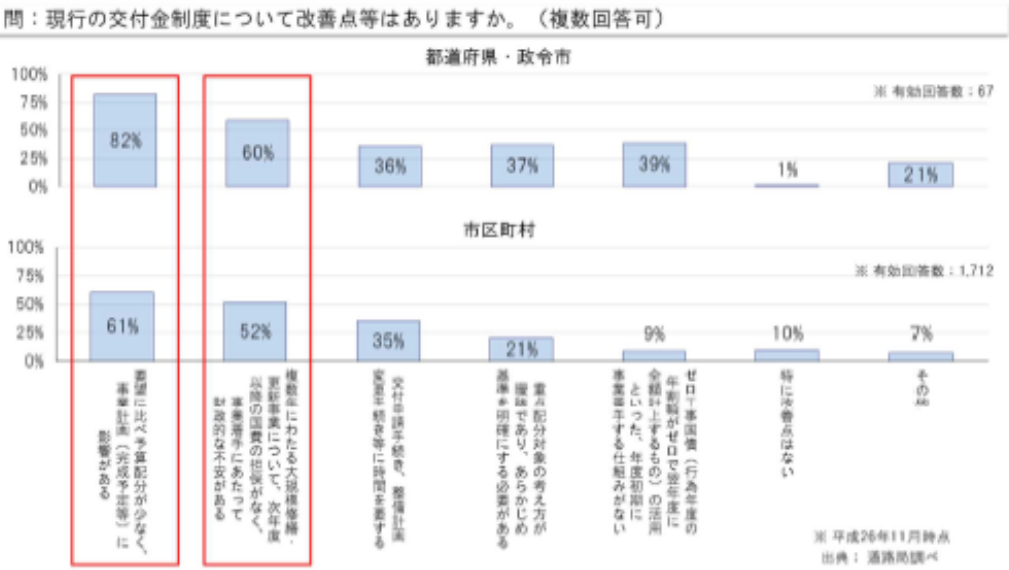
※有効回答数: 848
出典: 道路局調べ

※有効回答数: 1,721
出典: 道路局調べ

10

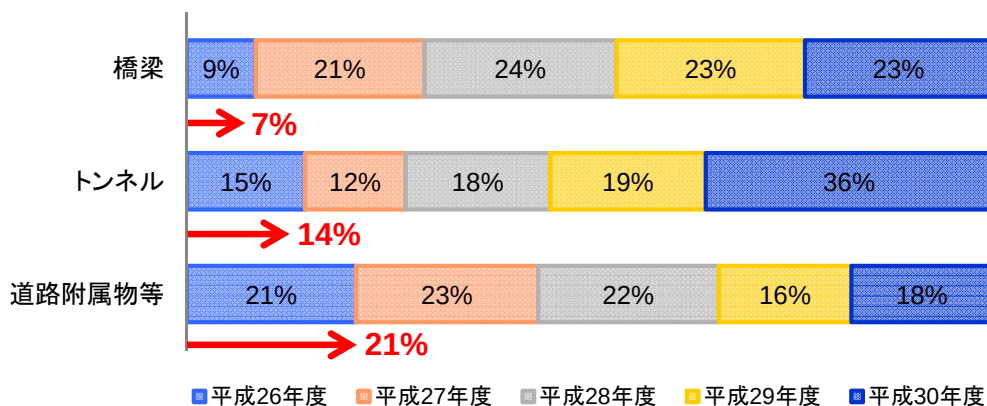
(6) 現行の交付金制度について

○ 現行の交付金制度は、「予算配分」や「複数年事業に係る国費の担保」などの財政的な不安があると半数以上が回答



- 昨年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定。平成26年度の点検実施率は、橋梁約7%、トンネル約14%、道路附属物等約21%
- 橋梁については、国土交通省九州地方整備局では、全体の約24%を点検しているが、高速道路会社17%、地方公共団体6%となっている。今後は、各年度で全体の20%程度の点検を実施。
- 第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、最優先で点検を推進する橋梁を規定。

<5年間の点検計画と平成26年度の実施状況>



<橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- ・跨線橋
- ・緊急輸送道路を構成する橋梁

<各構造物の点検実施状況>

道路施設	管理施設数 (A)	計画点検数 (B)	点検実施数 (C)	点検実施率 (D=C/A)
橋梁	102,679	8,760	7,008	7%
トンネル	1,691	248	229	14%
道路附属物等	2,956	621	606	21%

※ H27.6月末時点

※ 上記の他に、国土交通省及び高速道路会社管理の溝橋（カルバート）がある。
（管理施設数、点検実施数は、国土交通省1205、0、高速道路会社622、227）

<橋梁点検状況(管理者別)>

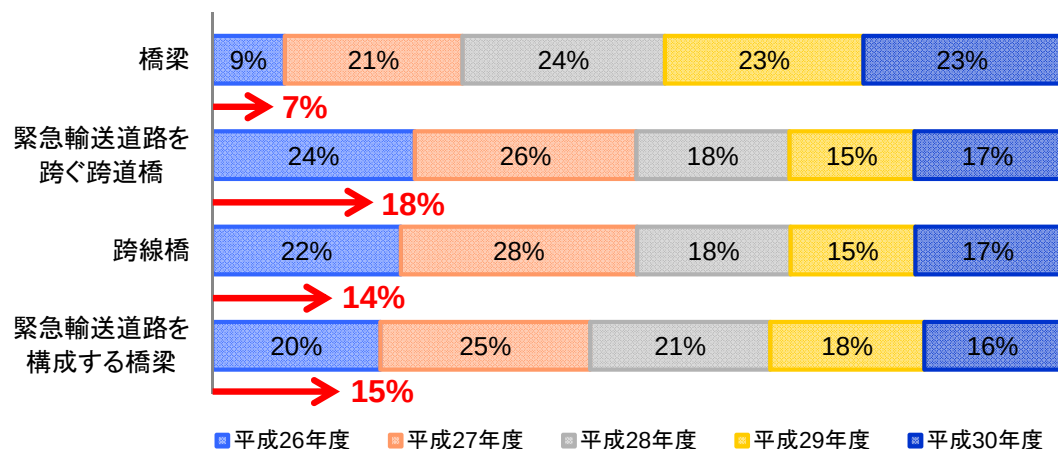
管理者	管理施設数 (A)	計画点検数 (B)	点検実施数 (C)	点検実施率 (D=C/A)
国土交通省	3,291	877	780	24%
高速道路会社	1,627	589	275	17%
地方公共団体	97,761	7,294	5,953	6%
合計	102,679	8,760	7,008	7%

※ H27.6月末時点

○最優先で点検すべき橋梁の点検実施率(D)は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約18%、跨線橋約14%、緊急輸送道路を構成する橋梁約15%である。計画点検数に対しては、特に跨線橋について、点検が遅れている状況であり、H26末点検橋梁も含め早期に点検を行うように調整する。

○跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、ほぼ全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認しており、整備局等が窓口となった一括協議を行い体制を強化する。

＜最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成26年度の実施状況＞ ＜課題＞

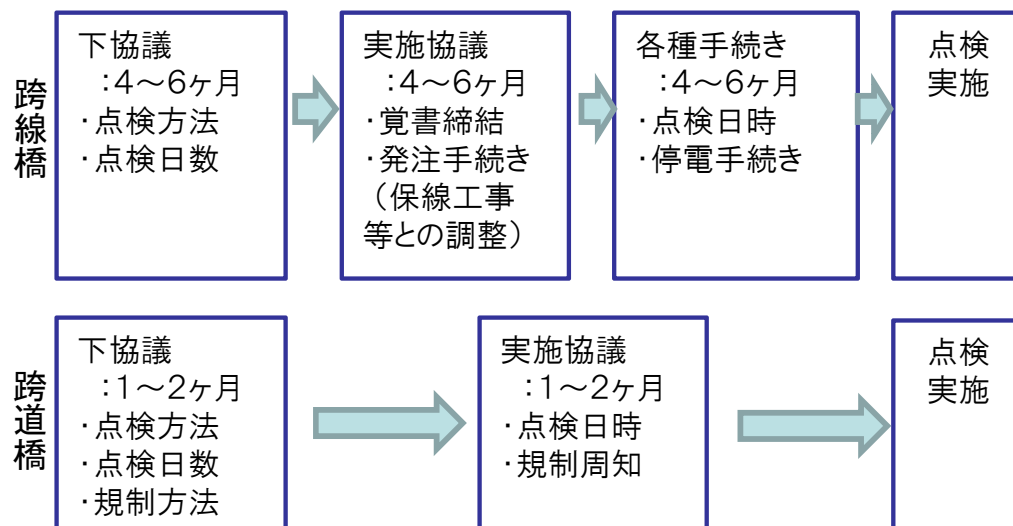


跨線橋については、点検方法の下協議、鉄道事業者側の保線工事等との実施時期の調整(実施協議)などに時間を要する。

(調整必要期間: 跨線橋 約1年～1年半、跨道橋 約2～4ヶ月)

整備局等が窓口となった管内道路管理者分の一括協議、年度上半期での点検着手、実施体制の強化等により、点検を実施していく予定

【調整(例)】



※ H27.6月末時点

	管理施設数 (A)	計画点検数 (B)	点検実施数 (C)	点検実施率 (D=C/A)
橋梁	102,679	8,760	7,008	7%
緊急輸送道路 を跨ぐ跨道橋	1,638	390	300	18%
跨線橋	1,027	221	147	14%
緊急輸送道路を 構成する橋梁	14,474	2,870	2,239	15%

○ 福岡県の橋梁の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）が2橋（0.1%）あり、また、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は261橋（14.0%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は832橋（44.8%）

＜平成26年度管理者別点検結果(橋梁)＞

管理者	管理施設数 (H26.12末時点)	H26 点検実施数 (H27.6末時点)	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	939	255	160	33	62	0
高速道路会社	467	87	9	64	14	0
福岡県 (福岡県道路公社含む)	4,785	645	223	385	37	0
政令市 (福北高速道路公社、 北九州市道路公社含む)	4,266	161	57	81	23	0
市町村	18,950	710	314	269	125	2
合計	29,407	1,858 (100.0%)	763 (41.1%)	832 (44.8%)	261 (14.0%)	2 (0.1%)

福岡県のH26点検結果(トンネル)

○ 福岡県のトンネルの点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は無く、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は20箇所（35.1%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は36箇所（63.2%）

＜平成26年度管理者別点検結果(トンネル)＞

管理者	管理施設数 (H26.12末時点)	H26 点検実施数 (H27.6末時点)	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	14	3	0	0	3	0
高速道路会社	27	10	0	10	0	0
福岡県 (福岡県道路公社含む)	32	29	1	13	15	0
政令市 (福北高速道路公社含む)	68	11	0	9	2	0
市町村	11	4	0	4	0	0
合計	152	57 (100.0%)	1 (1.8%)	36 (63.2%)	20 (35.1%)	0 (0%)

福岡県のH26点検結果(道路附属物等)

○ 福岡県の道路附属物等の点検結果は、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は無く、判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）は34箇所（19.9%）、さらに、判定区分Ⅱ（予算の許す限り、長期的な修繕コスト低減の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は81箇所（47.4%）

＜平成26年度管理者別点検結果(道路附属物等)＞

管理者	管理施設数 (H26.12末時点)	H26 点検実施数 (H27.6末時点)	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	222	44	5	21	18	0
高速道路会社	232	53	6	36	11	0
福岡県 (福岡県道路公社含む)	184	3	1	0	2	0
政令市 (福北高速道路公社、 北九州市道路公社含む)	431	66	44	22	0	0
市町村	46	5	0	2	3	0
合計	1,115	171 (100.0%)	56 (32.7%)	81 (47.4%)	34 (19.9%)	0 (0%)

○ 判定区分Ⅳについては、いずれも緊急措置（通行規制）を実施。

＜判定区分Ⅳのリスト＞

○橋梁

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容
大任町	今任橋	上今任・向田線	1982	P2橋脚の橋座にひびわれが生じていた。 また、支承本体も傾いていた。
八女市	石ヶ坪1号橋	豊福立山線	不明	石橋の石積部に欠損、抜け落ち、ひびわれが見られた。

※その他施設で、判定区分Ⅳは無し

＜判定区分＞

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

＜各構造物の平成27年度の点検予定＞

道路施設	管理施設数 (H26.12末時点)	H26計画 点検数 (A)	H27計画 点検数 (B)	H26点検 実施数 (H27.6末時点) (C)	H27点検 予定数 (A+B-C)
橋梁	29,407	2,620	6,817	1,858	7,579
トンネル	152	56	21	57	20
道路附属物等	1,115	169	341	171	339

※H26計画点検数(A)、H27計画点検数(B)は、H26.12に策定した数値であり、今後の計画点検数は見直しすることがある。

＜最優先で点検すべき橋梁の平成27年度の点検予定＞

道路施設	管理施設数 (H26.12末時点)	H26計画 点検数 (A)	H27計画 点検数 (B)	H26点検 実施数 (H27.6末時点) (C)	H27点検 予定数 (A+B-C)
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	655	93	154	69	178
跨線橋	357	79	107	27	159
緊急輸送道路を 構成する橋梁	3,670	826	856	631	1,051

※H26計画点検数(A)、H27計画点検数(B)は、H26.12に策定した数値であり、今後の計画点検数は見直しすることがある。

○市町村の人不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託等することで、地域一括発注を実施

＜地域一括発注による平成26年度の点検実施と平成27年度の点検計画＞（福岡県の事例）

○平成26年度

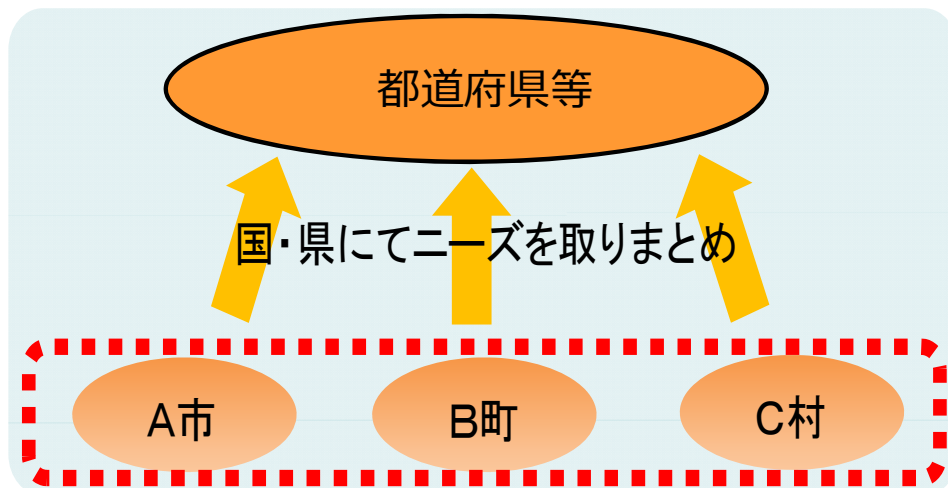
- ・2市町にて実施

○平成27年度

- ・20市町村にて実施予定

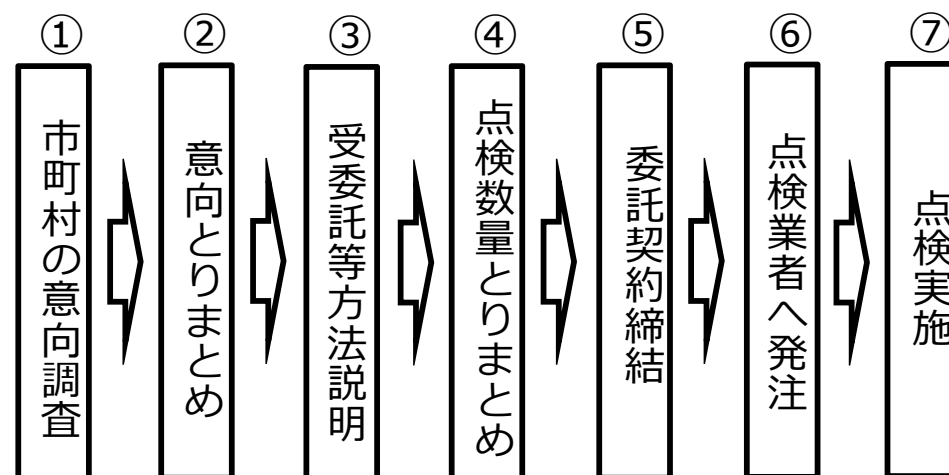
【イメージ図】

- ・市町村のニーズを踏まえ、点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- ・国、都道府県等にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



①道路構造物管理実務者研修

対 象:自治体職員及び直轄職員 予定人数:各40名
主 催:国土交通省九州地方整備局〈5日間、九州技術事務所〉

応募状況

時 期:橋梁Ⅰ H27.8.3～8.7(修了) 41名
橋梁Ⅰ(2期) H27.9.28～10.2 31名
橋梁Ⅱ H27.11.9～11.13 24名
トンネル H27.8.24～8.28(台風のため延期)12名

目 的:地方公共団体の職員の技術力育成のため、点検要領に基づく点検に必要な知識・技能等を取得するための研修。

募 集:橋梁Ⅰ(2期)、橋梁Ⅱ、トンネルについて空きがあります。追加参加希望がありましたら、9月4日までに国土交通省九州地方整備局 企画部企画課までご連絡下さい。



②市町村橋梁点検等技術講習会〔H27～H30(4ヵ年)〕

対 象:市町村職員

主 催:福岡県

予定人数:1会場30名程度＊県下4ブロック

時 期(予定):

H27.10.15～10.16 筑後ブロック(朝倉市)

H27.10.22～10.23 筑豊ブロック(福智町)

H27.11.12～11.13 北九州ブロック(嘉麻市)

H27.11.17～11.18 福岡ブロック(古賀市)

目 的:橋梁の点検・診断、修繕の技術講習会を開催し、市町村職員の技術力の向上を図ります。



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成27年5月27日
道路局

高速道路跨道橋の点検状況について（その2）

国土交通省では、高速道路を跨ぐ橋梁（以下、「高速道路跨道橋」）に関して、そのすべてが速やかに点検されるとともに、定期的な点検や必要な修繕を促し、老朽化に備えることで、高速道路利用者の安全を確保する取り組みを進めています。
このたび、平成26年度末時点の高速道路跨道橋の点検実施状況などを取りまとめましたので、お知らせします。

（ポイント）

- 道路法上の道路に指定されている高速道路跨道橋に関しては、平成26年度末までにすべて点検を完了
- 高速道路6会社※では、管理者から受託して点検・補修を実施する取り組みを通じ、積極的に管理者を支援
- 老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

〈高速道路跨道橋の点検状況〉

高速道路跨道橋の総数（①）	5,798橋
平成27年1月1日時点で点検済みの跨道橋数（②）	5,415橋
点検実施率（②/①）	93%
平成27年3月31日時点で点検済みの跨道橋数（③）	5,562橋
点検実施率（③/①）	96%

※東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社

問合せ先

【高速道路跨道橋について】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 宮西 洋幸
03-5253-8111（内線 38382） 03-5253-1619（FAX）

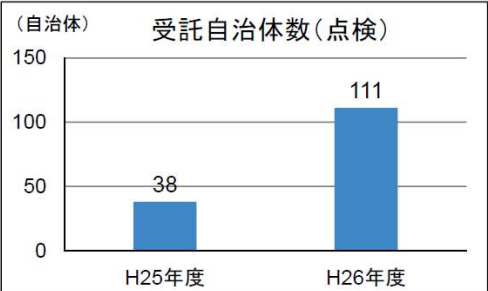
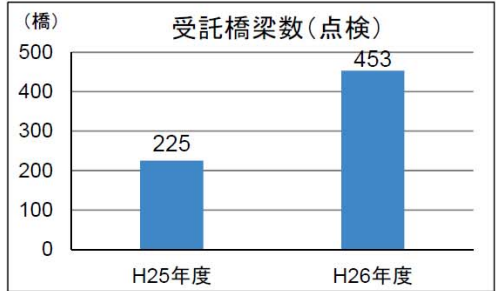
【高速道路跨道橋の撤去支援の取組について】

環境安全課 企画専門官 和田 賢哉
03-5253-8111（内線 38132） 03-5253-1622（FAX）

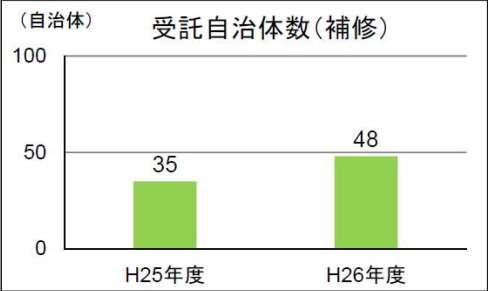
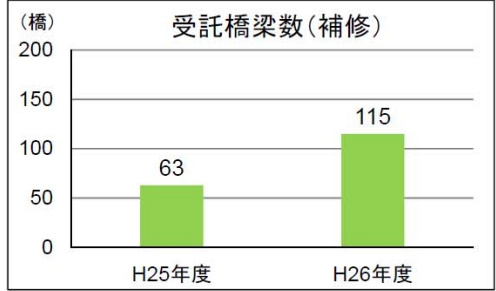
（参考）高速道路会社による点検・補修の受託

- 高速道路会社では、跨道橋管理者から点検・補修を受託する取り組みを実施
- 点検・補修ニーズの高まりを受け、多数の受託事業を実施しており、引き続き積極的に、地方公共団体などの跨道橋管理者を支援

【点検の状況】



【補修の状況】



点検実施状況



補修実施状況

高速道路跨道橋の点検状況について

（参考）跨道橋の撤去支援の取組について

○老朽化した跨道橋の撤去を促進するため、撤去支援の取組を開始

対象施設

○高速道路※上に架かる跨道橋（道路法上の道路に限る）

※高速道路6社（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社）が管理する道路

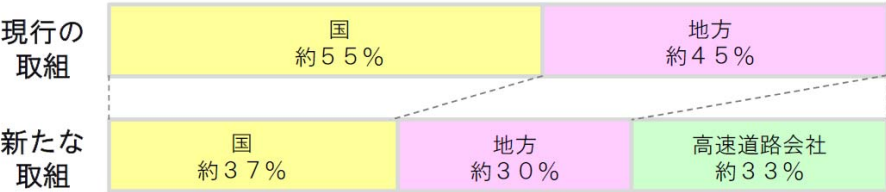


対象事業

○社会資本整備総合交付金の効果促進事業として実施する
橋梁の単純撤去

支援内容

○高速道路会社が跨道橋の撤去事業にかかる1／3を限度として負担



※社会資本整備総合交付金（道路事業を基幹事業とする場合）の効果促進事業で実施する国費率0.55の場合
【国費率の違いにより負担割合の変更はあり得る】

※今後、社会資本整備総合交付金の要望聴取等と合わせて事業要望の調査を実施する予定
※本支援の取組は、当分の間の措置とする